

特定非営利活動法人 ひょうご消費者ネット 業務規程

本規程においては、下記の略称を用いる。

「特定非営利活動法人ひょうご消費者ネット」は「当団体」

「特定非営利活動法人ひょうご消費者ネット定款」は「定款」

「消費者契約法」は「法」

「消費者契約法施行規則」は「施行規則」

「適格消費者団体の認定、監督等に関するガイドライン」は「ガイドライン」

目次	第1章 総則（1条～3条）
	第2章 当団体の組織（4条～10条）
	第3章 差止請求関係業務
	第1節 執行の決定（11条～12条）
	第2節 差止請求検討委員会（13条～22条）
	第3節 差止請求検討グループ（23条～32条）
	第4節 差止請求の事務処理（33条）
	第5節 消費者被害情報の収集業務（34条）
	第6節 差止請求の情報提供業務（35条～37条）
	第7節 検討委員会における専門委員からの助言または意見聴取（38条）
	第8節 相手方と特別な利害関係にある場合の措置（39条～43条）
	第9節 適格消費者団体であることの明示等（44条～45条）
	第10節 差止請求関係業務に関する研修（46条）
	第4章 適格消費者団体相互の連携協力（47条～51条）
	第5章 情報の管理及び秘密の保持の方法（52条～57条）
	第6章 帳簿書類の管理（58条～59条）
	第7章 外部調査（60条～63条）
	第8章 財務諸表等の備置き、閲覧、提出等の方法（64条～66条）
	第9章 改正（第67条）
	附則

第1章 総則

（業務規程の目的）

- 第1条 この業務規程は、当団体が、法13条3項3号に基づき、適格消費者団体として差止請求関係業務を適正に遂行するために制定する。
- 2 「適格消費者団体」とは、不特定かつ多数の消費者の利益のために消費者契約法による差止請求権を行使するのに必要な適格性を有するとして、法13条の規定により内閣総理大臣の認定を受けた団体をいう。
- 3 「差止請求」とは、法、不当景品類及び不当表示防止法、特定商取引に関する法律、食品表示法の規定により、事業者等の行為の差止めを求めることをいい、裁判外の申入活動と差止請求訴訟の双方を含む。
- 4 「差止請求関係業務」とは、不特定かつ多数の消費者の利益のために差止請求権を行使する業務並びに当該業務の遂行に必要な消費者の被害に関する情報の収集並びに消費者の被害の防止に資する差止請求権の行使の結果に関する情報の提供に関する業務をいう。

(業務の原則)

- 第2条 当団体は、消費生活に関する情報の収集及び提供並びに意見の表明、消費者に対する啓発及び教育、消費者の被害の防止及び救済のための活動その他の消費者の消費生活の安定及び向上を図るために健全かつ自主的に活動する。
- 2 当団体は、消費者と事業者との間の情報の質及び量並びに交渉力の格差にかんがみ、消費者の被害の発生又は拡大を防止するため事業者等に対し差止請求を行い、消費者の利益の擁護を図る活動を行う。
- 3 当団体は、市民が行う自由な社会貢献活動として活動する。
- 4 当団体は、他の消費者団体・関係諸機関と連携を図りつつ消費者の権利確立のために、それら団体等とのネットワーク事業、消費者被害防止・救済のための調査・研究及び支援事業、各種消費者被害に関する情報の収集と一般消費者等に対する普及啓発事業、並びに消費者政策の研究・提言、不当約款・不当勧誘等の差止活動を行い、人権擁護と消費者の保護及び社会教育の推進に寄与することを目的とする（定款3条）。
- 5 当団体は、前項の目的を達成するため、次の事業を行う（定款5条）。
- 特定非営利活動に係る事業
- (1) 消費者被害防止・救済のための調査・研究及び支援事業
- (2) 各種消費者被害に関する情報の収集と一般消費者等に対する普及啓発事業
- (3) 消費者政策の研究・提言
- (4) 不当約款・不当勧誘等の差止活動
- (5) 消費者団体・関係諸機関とのネットワーク事業
- 6 当団体は、不特定かつ多数の消費者の利益のために、差止請求権を適切に行使しなければならない。
- 7 当団体は、差止請求権を濫用してはならない。
- 8 当団体は、事案の性質に応じて他の適格消費者団体と共同して差止請求権を行使するほか、差止請求関係業務について相互に連携を図りながら協力するように努めなければならない。
- 9 当団体は、差止請求関係業務を適正に遂行するに足る経理的基礎を有していなければならない。
- 10 当団体は、差止請求関係業務以外の業務を行う場合には、その業務を行うことによって差止請求関係業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがないようにしなければならない。
- 11 当団体は、暴力団員等を当団体の業務に従事させ、または業務の補助者として使用してはならない。
- 12 当団体は、法28条1項1号から4号までに掲げる場合を除き、差止請求に係る相手方から、差止請求権の行使に関し、寄附金、賛助金その他名目のいかんを問わず、金銭その他の財産上の利益を受けてはならない。
- 13 当団体の理事、監事、検討委員は、適格消費者団体の差止請求に係る相手方から、差止請求権の行使に関し、寄附金、賛助金その他名目のいかんを問わず、金銭その他の財産上の利益を受けてはならない。
- 14 当団体、または当団体の理事、監事、検討委員は、適格消費者団体の差止請求に係る相手方から、差止請求権の行使に関し、寄附金、賛助金その他名目のいかんを問わず、金銭その他の財産上の利益を第三者に受けさせてはならない。
- 15 前3項に規定する差止請求に係る相手方からその差止請求権の行使に関して受け又は受けさせてはならない財産上の利益には、その相手方がその差止請求権の行使に関してした不法行為によって生じた損害の賠償として受け又は受けさせる財産上の利益は含まれない。
- 16 当団体は、法28条1項1号から4号までに規定する財産上の利益を受けたときは、これに相当する金額を積み立て、これを差止請求関係業務に要する費用に充てなければならない。
- 17 当団体は、これを政党または政治的目的のために利用してはならない。

(実効性の担保)

第3条 当団体は、この業務規程の適用開始時ならびに新規入会時に、会員に対して業務規程の内容を

周知する。

- 2 業務規程施行後、年に一回、法令、業務規程、実際の活動の間に食い違いがないか、事務局で検証を行い、必要に応じて業務規程を見直すものとする。

第2章 当団体の組織

(会員)

第4条 当団体の会員は、正会員と賛助会員の2種とする。

- 2 会員に関しては、定款6条から12条までの規定に従う。

(役員及び職員等)

第5条 当団体に理事（5人以上）、監事（1人以上）の役員を置く。

- 2 役員に関しては、定款13条から19条までの規定に従う。
- 3 法13条5項6号の欠格条項に該当する者は役員になれない。
- 4 理事の構成は次のすべての要件を満たすものとする。
 - (1) 特定の事業者の関係者が三分の一を超えないこと
 - (2) 同一の業種に属する事業を行う事業者の関係者が二分の一を超えないこと

(事務局)

第6条 当団体の事務を処理するために、事務局を設置する。事務局に関しては、定款20条の規定に従う。

- 2 事務局は、神戸市中央区下山手通五丁目7番11号 兵庫県母子会館2階に置く。
- 3 事務局に事務局長を置き、事務を統括する。

(総会)

第7条 当団体の総会に関しては、定款21条から30条までの規定に従う。

(理事会)

第8条 理事会は、理事をもって構成する。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる（定款36条）。
- 3 理事会の議事録は、第58条第1項第6号に従って、作成して保存するものとする。
- 4 理事会に関しては、定款31条から38条までの規定に従う。
- 5 理事会は、差止請求関係業務の執行に係る重要な事項の議決については、理事、常任理事会その他のものに委任できない。

(資産及び会計)

第9条 当団体の資産及び会計に関しては、定款39条から50条までの規定、および業務規程第6章から第8章の規定に従う。

(定款の変更、解散、合併、公告等)

第10条 当団体の定款の変更、解散、合併、公告、定款の施行に必要な細則に関しては、定款51条から56条までの規定に従う。

第3章 差止請求関係業務

第1節 執行の決定

(差止請求関係業務の執行の決定)

第11条 差止請求関係業務の執行は、業務規程に別に定める場合を除き、理事会が審議、議決する。

(訴訟前の事前請求)

第12条 当団体は、差止請求に係る訴訟を提起しようとするときは、被告となるべき事業者等に対し、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した書面により差止請求をし（以下「事前請求」という。）、かつ、その到達した時から一週間を経過した後でなければ、訴訟を提起することができない。ただし、当該事業者等がその差止請求を拒んだときは、この限りではない。

- (1) 当団体の名称、住所、代表者の氏名
- (2) 電話番号、ファクシミリの番号
- (3) 事業者等の氏名または名称、および住所
- (4) 事前請求の年月日
- (5) 法41条1項に基づく請求である旨
- (6) 請求の趣旨、紛争の要点
- (7) 訴訟を提起する裁判所名

2 事前請求は、事前請求が通常到達すべきであった時に、到達したものとみなす。

3 前2項の規定は、差止請求に係る仮処分命令の申立てについて準用する。

第2節 差止請求検討委員会

(差止請求検討委員会の設置)

第13条 差止請求関係業務を推進するために、法13条3項5号の検討部門として、差止請求検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

(検討委員会の活動)

第14条 検討委員会が、消費者被害事案を把握した場合に、当該事案について差止請求の要否を検討する必要があると判断したときは、その旨を理事会に報告する。

2 理事会が、消費者被害事案について差止請求の要否及びその内容について検討する必要があると判断したときは、当該事案の検討を検討委員会に付託する。

3 検討委員会は、理事会から付託された事案について検討を行い、理事会に対して、差止請求の要否及びその内容を審議するために必要な助言、または意見具申を行う。

(検討委員会の構成)

第15条 検討委員会は、個人正会員のうち、消費者契約法13条5号の専門委員の資格を有する者、消費者紛争の解決に資する知識もしくは経験を有する者の中から、理事会の議を経て理事長が任命した者（以下、この節では「委員」という。）で構成する。

2 検討委員会の定数は15名以内とする。

3 委員には、消費者契約法の専門委員、すなわち次の各号に掲げる者を各1人以上置かなければならない。

- (1) 消費生活に関する消費者と事業者との間に生じた苦情に係る相談その他の消費生活に係る事項について専門的な知識経験を有する、消費生活相談に応ずる業務に従事した期間が通算して1年以上の者
- (2) 弁護士、司法書士その他の法律に関する専門的な知識経験を有する者

(委員の任期)

第16条 委員の任期は1年とする。ただし再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、後任の委員が選任されていない場合は、任期の末日後最初の理事会が集

結するまでその任期を伸長する。

3 任期中の増員または交代によって就任した委員の任期は、現任者の任期の残存期間とする。

(委員長)

第17条 検討委員会に委員長を置く。また副委員長を置くことができる。

2 委員長、副委員長は、委員のうちから理事会の議を経て理事長が任命する。

(検討委員会の招集)

第18条 検討委員会は委員長が招集する。

(定足数及び議決)

第19条 検討委員会は、委員の過半数が出席しなければ開会することができない。

2 前項に定める検討においては、第15条第3項各号に掲げる者双方の意見を聴取する。その方法は会議を原則とする。

3 第14条に定める理事会への答申または意見は、出席した委員の過半数の議決で有効とする。

4 やむを得ない理由のため検討委員会に出席できない委員は、通知された議題について、あらかじめ書面もしくはファックス、または電子メールにより議決に参加することができる。この場合、当該委員は出席したものとみなす。

(議事録の作成)

第20条 検討委員会は、第58条第1項第7号に従い、議事録を作成し(様式1)、委員長が内容を確認して保存するものとする。

(経費の支出)

第21条 検討委員会の活動に必要な経費は、委員長の決定により支出することができる。

2 経費の支出について、委員が立替払いしたときは、事務局に支払いを求めるものとする(様式2)。

3 経費を支出したときは、理事会に報告し承認を得なければならない。

(解任)

第22条 検討委員会の委員が、次の各号のいずれかに該当する場合には、理事会において理事総数の過半数の議決により、これを解任することができる。但し、その当該委員に対し、議決前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 当団体の定款またはこの規則に違反したとき

(2) 当団体の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき

第3節 差止請求検討グループ

(差止請求検討グループの設置)

第23条 検討委員会の活動を補佐するために、事案ごとに差止請求検討グループ(以下「検討グループ」という。)を設置する。

(検討グループの活動)

第24条 検討グループの活動は、担当する消費者被害事案に関して、事業者が使用する不当な約款・条項または事業者の不当な勧誘行為の情報の分析、これらに係わる判例の収集及び分析等を行い、その結果と意見を検討委員会に報告することを目的とする。

(検討グループの構成)

第25条 検討グループには、検討委員を1人以上含めて構成するものとする。

- 2 検討グループのメンバーは、個人正会員の中から、検討委員会の議を経て検討委員長が任命した者で構成する。但し、その結果は理事会に報告しなければならない。
- 3 前項の規定のほか、検討グループのメンバーは、ひょうご消費者ネットの活動に協力する者の中から、検討委員会の議を経て検討委員長が任命した者を加えることができる。但し、その結果は理事会に報告しなければならない。

(検討グループの任期)

第26条 検討グループのメンバーの任期は、検討グループにおいて対応する事案の処理が終わるまでとする。

(検討グループ長)

第27条 検討グループにグループ長を置く。また副グループ長を置くことができる。

- 2 グループ長、副グループ長は、検討グループのメンバーの内から互選する。

(会合の招集)

第28条 検討グループの会合は、グループ長が招集する。

(議決)

第29条 第24条に定める検討委員会への報告は、検討グループのメンバーの過半数の出席により、その過半数の議決で有効とする。

- 2 やむを得ない理由のため会合に出席できないメンバーは、あらかじめ書面もしくはファックス、または電子メールにより議決に参加することができる。この場合、当該メンバーは出席したものとみなす。

(活動日報の作成)

第30条 検討グループは、第58条第1項第7号に従い、活動日報を作成し(様式3)、グループ長が内容を確認して保存するものとする。

(経費の支出)

第31条 検討グループの活動に必要な経費は、グループ長の決定により支出することができる。

- 2 経費の支出について、検討グループのメンバーが立替払いしたときは、事務局に支払いを求めるものとする(様式2)。
- 3 経費を支出したときは、理事会に報告し承認を得なければならない。

(解任)

第32条 検討グループのメンバーが、次の各号のいずれかに該当する場合には、検討委員会において出席委員の過半数の議決により、これを解任することができる。但し、その当該メンバーに対し、議決前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 当団体の定款またはこの規則に違反したとき
- (2) 当団体の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき

第4節 差止請求の事務処理

(差止請求の事務処理)

第33条 差止請求の事務は、事務局がこれを行う。

2 事務の経過は、第58条第1項第1号、第2号、第5号に従い、記録を作成し保存するものとする。

第5節 消費者被害情報の収集業務

(情報の収集の方法)

第34条 会員以外の者からの消費者被害情報は、事務局への訪問、電話、FAX、郵便、電子メールによる方法、またはホームページの被害情報入力画面から随時受け付ける。ただし、事務局への訪問及び電話は、祝日を除く、月曜日から金曜日の13時から17時までとする。

2 前項のほか、理事会の議決に基づき、消費者被害電話110番活動などを実施し、広く一般消費者から消費者被害情報を収集することとする。110番活動は、消費生活専門相談員、消費生活アドバイザー、消費生活コンサルタント、弁護士、司法書士の資格を持つ者が担当する。

3 前2項の消費者被害情報の収集を担当する者は、理事、職員、検討委員においては第53条第3項による誓約書(様式4)を提出し、それ以外の者においては当該業務に関する誓約書(様式5)を提出するものとする。

4 前3項により受け付けた消費者被害情報は、受付簿に記入し、第58条第1項第3号、第5号に従い記録を作成して保存するものとする。

5 会員からの消費者被害情報は、前4項に定める方法のほか、検討委員会への適宜の申出の方法によっても受け付ける。

6 検討委員会の議決により、独立行政法人国民生活センター及び地方公共団体が保有する消費生活相談に関する情報を、法40条ならびに施行規則30条に基づいて提供を求めることができる。この場合、情報提供の請求及び受け取りの事務は、事務局が行うこととする。

7 前6項の規定により、事務局が消費者被害情報を収集した場合には、事務局は速やかに当該情報および付随する資料等を検討委員に送付する。

第6節 差止請求の情報提供業務

(情報提供努力義務)

第35条 当団体は、消費者の被害の防止および救済に資するため、消費者に対し、差止請求に係る判決または裁判外の和解の内容その他必要な情報を提供するよう努めなければならない。

(差止請求の情報提供の基準)

第36条 理事会は、次に掲げる差止請求の段階に応じ、当該消費者被害事案の内容、相手方事業者等の対応状況、当該消費者被害に関する情報提供が一般消費者に与える影響、収集された情報の数・内容、主な証拠関係等を踏まえて、個別に情報提供の可否、提供する情報の内容、提供時期、提供方法を決定する。

- (1) 質問書の発送
- (2) 申入書の発送
- (3) 事業者からの回答
- (4) 事前請求書面の発送
- (5) 訴訟の提起
- (6) 訴訟の終了

(差止請求の情報提供の方法)

第37条 情報提供の方法は、ホームページへの掲載、記者クラブでの発表、報道機関に対する送付など理事会が決定した方法で行う。

2 情報提供の事務は、事務局が行う。その経過は第58条第1項第4号、第5号に従い、記録を作成して保存するものとする。

3 法23条4項による通知及び報告その他法令による義務が定められている場合には、事務局は前条による決定を待たずに通知及び報告を行うものとする。

第7節 検討委員会における専門委員からの助言または意見聴取

第38条 検討委員会における専門委員からの助言または意見聴取の措置については、本章第2節（差止請求検討委員会）、第3節（差止請求検討グループ）の規定による。

第8節 役員等が相手方と特別な利害関係にある場合の措置

（特別な利害関係）

第39条 相手方との特別な利害関係とは、当団体が差止請求に関する検討を開始した時点で、役職員、会員等が現在及び過去2年の間に差止請求の相手方と次に掲げる関係を有する場合をいう。

- (1) 差止請求の相手方である事業者等の役員または職員である場合
- (2) 個人事業主として当該事業者と取引関係を有する場合
- (3) 当該事業者と取引関係を有する組織の役職員であつて、当該事業者との取引の担当者、もしくは責任者である場合

（理事が相手方と特別な利害関係を有する場合の措置）

第40条 理事が相手方と特別な利害関係にある場合には、その理事は、当該事業者または事業者団体に関与している旨を遅滞なく理事長に申し出なければならない。また、その理事は、理事会における当該議案の議事及び議決に加わることができない。

2 理事が、事業の内容や市場の地域性等を勘案して差止請求の相手方である事業者と実質的に競合関係にあると認められる事業を営む者またはその役員もしくは職員である場合、当団体が差止請求権の行使に関し理事との間で当該行使に係る相当な実費を超える支出を伴う取引をする場合、その他理事の兼職の状況が当団体による差止請求権の行使の適正に影響を及ぼし得る場合には、その理事は、当該事業者に関与している旨を遅滞なく理事長に申し出なければならない。また、その理事は、理事会における当該議案の議事及び議決に加わることができない。

（職員が相手方と特別な利害関係を有する場合の措置）

第41条 職員が相手方と特別な利害関係にある場合には、その職員は、当該事業者または事業者団体に関与している旨を、遅滞なく理事長に申し出なければならない。また、その職員は、当該差止請求の事務及び情報提供の事務を行うことができない。

（検討委員等が相手方と特別な利害関係を有する場合の措置）

第42条 検討委員が相手方と特別な利害関係にある場合には、その検討委員は、当該事業者または事業者団体に関与している旨を、遅滞なく理事長に申し出なければならない。また、その検討委員は、検討委員会における当該事案の検討及び議決に加わることができない。

- 2 前項の措置を取ったため、第15条第3項各号に掲げる者が欠けることとなった場合は、直ちに欠員補充を行う。ただし、補充された委員は当該事案の検討のみに参加することができる。
- 3 第1項に該当する検討委員が検討委員会の3分の1を超える場合には、理事会はその欠員補充を行う。ただし、補充された委員は当該事案の検討のみに参加することができる。
- 4 検討グループのメンバーが相手方と特別な利害関係にある場合には、そのメンバーは、当該事業者または事業者団体に関与している旨を、遅滞なく理事長に申し出なければならない。また、そのメンバーは、検討グループにおける当該事案に関する活動及び議決に加わることができない。
- 5 前項に該当する検討グループのメンバーがメンバー総数の3分の1を超える場合には、検討委員会

はその欠員補充を行う。

(会員が相手方と特別な利害関係を有する場合の措置)

第43条 会員が、相手方と特別な利害関係にある場合には、当該差止請求の事務及び情報提供の事務を行うことができない。この場合の会員は、当該事業者または事業者団体に関与している旨を、遅滞なく理事長に申し出て、事務から外れるものとする。

第9節 適格消費者団体であることの明示等

(氏名等の明示)

第44条 差止請求関係業務に従事する者が、差止請求関係業務を行うにあたり、相手方の請求があったときは、次に掲げる事項を相手方に明らかにしなければならない。

- (1) 当団体の名称
- (2) 自己の氏名
- (3) 当団体における役職
- (4) 弁護士の資格その他の自己の有する資格
- (5) 法23条4項2号に規定する差止請求(裁判外の申入れ)をする場合にあっては、請求の要旨及び紛争の要点

(適格消費者団体であることの明示)

第45条 会員は、差止請求関係業務を行うにあたり、相手方の請求があったときは、内閣総理大臣の適格消費者団体の認定をした旨を通知する書面の写しを提示するものとする。

第10節 差止請求関係業務に関する研修

(研修の実施)

第46条 研修担当の理事を置き、業務規程の適用開始時に、役員、職員、検討委員に対して、業務規程の内容について研修を実施する。業務規程を改正したときも、速やかに、上記の者に対して、改正の内容について研修を実施する。

2 新たに、役員、職員、検討委員に就任する者に対し、業務規程の内容について研修を実施する。

第4章 適格消費者団体相互の連携協力

(連携協力の原則)

第47条 当団体は、他の適格消費者団体と、会議や書面・電子メール等による情報交換等を行い、適格消費者団体間の連携を促進するよう努める。

(消費者被害情報の共有に関する基準、方法)

第48条 当団体は、差止請求の検討にあたり、必要に応じて、他の適格消費者団体に対し、事案の概要・検討の趣旨等を明示のうえ、当該事業者に関する消費者被害情報を求めることができる。その場合は本業務規程を提示し、情報の管理及び秘密の保持の方法に関する事項について説明する。

2 前項で消費者被害情報の提供を受けた場合、提供元の適格消費者団体に対し、当該事案に関するその後の経過を報告する。

3 他の適格消費者団体から、事案の概要、検討の趣旨を明示のうえ、当該事業者に関する消費者被害情報を求められた場合、請求に該当する消費者被害情報があれば、当該団体の業務規程に照らし、情

報の管理及び秘密の保持が適切に行われることを確認したうえで、それを提供することができる。

4 前3項は、検討委員会の議決で実施し、理事会に報告する。

(調査の相互協力)

第49条 当団体は、差止請求の検討にあたり、当団体の活動地域外における当該事業者の事業活動について調査が必要な場合は、他の適格消費者団体に対し、事案の概要、検討の趣旨等を明示のうえ、当団体の調査に協力を求めることができる。

2 前項の場合は、調査要領を作成し、相互のばらつきのないように行うものとする。

3 依頼先の適格消費者団体に対して、協力を受けた事案のその後の経過をすみやかに報告する。

4 他の適格消費者団体から、事案の概要、検討の趣旨を明示のうえ、調査協力を求められた場合は、その内容と当団体の対応能力を勘案して可否を決定するものとする。

5 前項で調査協力に応じる場合は、検討委員会のもとに担当者を置いて実施するものとする。

6 前5項は、検討委員会の議決で実施し、理事会に報告する。

(差止請求権の行使状況に関する情報交換の基準、方法)

第50条 差止請求に関して、法23条4項各号に掲げる場合は、他の適格消費者団体に通知し、内閣総理大臣に報告するものとする。

2 差止請求に関し、請求の放棄、和解、上訴の取下げその他施行規則16条に掲げる行為であって、これにより確定判決及びこれと同一の効力を有するものが存することとなるものをしようとするときはその行為日の2週間前までに、通知及び報告をしなければならない。

3 他の適格消費者団体への通知および内閣総理大臣への報告は、施行規則13条に定める書面による方法、または施行規則15条に定める電磁的方法により行うものとする。

(差止請求訴訟に提出された書面、証拠等の共有)

第51条 当団体の差止請求訴訟において、攻撃または防御の方法の提出その他の差止請求に関する手続に係る行為であって、検討委員会が差止請求権の適切な行使または適格消費者団体相互の連携協力を図る見地から適当と認めた場合は、他の適格消費者団体への通知及び内閣総理大臣への報告をするものとする。

2 前項の「攻撃または防御の方法の提出」とは、本案の申立てを基礎づけるためにする判断資料の提出をいい、典型的には事実の主張(準備書面、答弁書の提出)と証拠の申出が該当する。

3 第1項の「攻撃または防御の方法の提出」のうち、差止請求訴訟において当団体から提出された主張書面および証拠説明書については、消費者等に関する個人情報等を削除したうえで、他の適格消費者団体への通知および内閣総理大臣への報告を行う。

4 第1項の「攻撃または防御の方法の提出その他の差止請求に関する手続に係る行為」であって、前項以外のものについては、差止請求権の適切な行使または適格消費者団体相互の連携を図る見地から当該案件における他の適格消費者団体との協力の実状や、類似案件に関する他の適格消費者団体の活動状況を考慮し、すべての適格消費者団体との情報共有の必要性があると判断した場合に、他の適格消費者団体への通知および内閣総理大臣への報告を行う。

5 実施方法は前条第3項に従う。

第5章 情報の管理及び秘密の保持の方法

(用語の説明)

第52条 本章の「情報」とは、当団体が差止請求関係業務に関して知り得た一切の情報をいう。ただし公知の事実は除く。文書、電磁的記録等の媒体を問わない。

2 本章の「消費者識別情報」とは、差止請求関係業務に関して知り得た情報のうち、消費者の被害に

関する情報をその相手方その他の第三者が当該被害に係る消費者を識別することができる方法で利用する場合をいう。

たとえば、住所、氏名、電話番号、契約番号のほか、事業者の支店名と契約日の組み合わせ、販売担当者と金額の組み合わせなど事業者側から見て消費者を識別できるものが該当する。

- 3 本章の「秘密」とは、差止請求関係業務に関して知り得た情報のうち、一般に知られていない事実であって、本人が他に知られないことにつき相当の利益を有するものをいう。

たとえば、消費者側の情報では、消費者被害情報に含まれる消費者の一身上の秘密や家計経済上の秘密が該当する。

ただし、会員が差止請求関係業務と無関係に知り得た情報は該当しない。

また、事業者等の不当な行為に関する事項についても、当該事業者等が他に知られないことにつき相当の利益を有するものとはいえないため該当しないと考えられる。

- 4 本章の「行政提供情報」とは、法40条により、独立行政法人国民生活センターまたは地方公共団体から提供を受けたP I O - N E T情報その他の消費生活相談に関する情報をいう。

(会員等の義務)

第53条 当団体の役員、職員、検討委員、会員、検討グループメンバーまたはこれらの職にあった者は正当な理由がなく、消費者識別情報および秘密を漏らしてはならない。

- 2 前項の「正当な理由」とは、たとえば、情報の主体である本人が承諾した場合や、法令上の義務に基づいて告知する場合が該当する。また、事業者による不当行為がまさに行われようとしている場合に近接する他の適格消費者団体に当該不当行為に係る重要な消費者被害に関する情報を提供するなど緊急に必要な個別具体的な事情がある場合も該当し得る。

- 3 当団体の役員、職員、検討委員、検討グループメンバーは、就任時に、在職中及び退任後において1項を遵守する旨の誓約書を提出するものとする（様式4、様式6）。

(情報管理責任者)

第54条 当団体に情報管理責任者を置く。

- 2 情報管理責任者は事務局長とし、法、ガイドライン、業務規程に基づき情報を適切に取扱い、会員に法、ガイドライン、業務規程による管理方法を周知徹底し、管理の責任を負う。

- 3 検討委員会の活動にあつては検討委員長を、検討グループの活動にあつては検討グループ長を情報管理責任者補佐とし、情報管理責任者の指示に従う。

(事務局における情報の管理方法)

第55条 事務局は、情報が記録された文書をロッカーに格納し、施錠して保管するものとする。

- 2 事務局において情報を記録するパソコンは専用かつパスワード入力を要するものとする。パスワードは事務局長が管理する。

(当団体内における情報の利用)

第56条 理事、職員、検討委員は、当団体の活動に必要な範囲において情報を利用することができ、理事、職員、検討委員でなくなった場合には、消費者識別情報、秘密、行政提供情報が記載・記録された媒体を速やかに事務局に返還又は廃棄するものとする。

- 2 検討グループのメンバーは、それぞれのグループが対応する消費者被害事案の検討に必要な範囲において、当該事案に関する消費者識別情報、秘密、行政提供情報を利用することができ、検討グループの活動が終了した場合には、当該事案に関する消費者識別情報、秘密、行政提供情報が記載・記録された媒体を速やかに事務局に返還するものとする。

- 3 第34条第2項による消費者被害情報収集業務を担当した者は、その収集した情報に関する媒体のすべてを速やかに事務局に引き継がなければならない、自ら保有、利用してはならない。

- 4 前3項の他、会員または検討グループのメンバーは、情報管理責任者または情報管理責任者補佐の個別の事前の許諾がない限り、消費者識別情報、秘密、行政提供情報を保有、利用してはならない。
- 5 前項の利用の許諾を得る場合は、情報管理責任者または情報管理責任者補佐に対して、利用目的、利用期間、利用者の範囲を明示して申し出る。また、利用した後に返還する際に、情報管理責任者または情報管理責任者補佐に対して、利用状況を報告しなければならない。
- 6 情報管理責任者または情報管理責任者補佐は、前項による利用の許諾をする場合には、申出日、利用目的、利用期間、利用者の範囲を、前項による返還の際には、返還日、報告された利用状況について所定の管理簿に記載しなければならない。
- 7 第1項から第5項までの規定により情報を取り扱う者は、法、ガイドライン、業務規程に従い、利用する情報の安全管理に努めなければならない。差止請求権の適切な行使の用に供する目的以外の目的のために利用し、又は提供してはならない。

(消費者識別情報の利用同意)

第57条 当団体は、消費者識別情報に関し、その相手方その他の第三者が当該被害に係る消費者を識別することができる方法で利用するにあたっては、あらかじめ、当該消費者の同意を得なければならない。

- 2 この場合は、情報利用に先立って、次のいずれかの方法により、当該消費者の同意を得ることとする。
 - (1) 将来、訴訟等で利用される可能性があることや、適格消費者団体相互の連携協力を促進する観点から、他の適格消費者団体に提供することがあり得ること等について情報提供者である消費者に説明したうえ、書面により包括的に同意を得る方法
 - (2) ホームページの被害情報入力画面による場合、前号の内容について記載した画面を確認したうえで情報の入力を受けることで包括的に同意を得る方法
 - (3) 情報提供者の名簿を作成し、実際に差止請求で使用する段階で同意を得る方法

第6章 帳簿書類の管理

(帳簿書類の作成、保存)

第58条 当団体は、次に掲げる帳簿書類を作成し、事務局で保存する。

書類の種類	記載事項、作成方法等
1 差止請求権の行使に関し、事業者等との交渉の経過を記録したもの	〔記載事項〕 交渉の相手方である事業者等の氏名・名称、交渉日時、場所、事前請求のときは書面発送日、交渉担当者名、事案の概要、主な争点、交渉内容および相手方事業者等の対応等 〔作成方法〕 交渉担当者が作成し、事務局長が確認する。
2 差止請求権の行使に関し、当団体が訴訟、調停、仲裁、和解、強制執行、仮処分命令の申立てその他の手続の当事者となった場合、その概要及び結果を記録したもの	〔記載事項〕 訴え提起の相手方である事業者等の氏名・名称、法的手続の種類、訴え提起等の日、係属裁判所(部)、事案の概要、主な争点、訴え提起等以後の経緯、訴え提起等の結果 〔作成方法〕 事務局長が作成し、当該事案の代理人となった弁護士が確認する。
3 消費者被害情報収集業務の概要を記録したもの	〔記載事項〕 業務をした日時、場所、方法、業務の種類、業務担当者名、業務の結果 〔作成方法〕 業務担当者が作成し、事務局長が確認する。
4 差止請求情報提供業務の概要を記録したもの	〔記載事項〕 業務をした日時、場所、方法、業務担当者名、業務の結果(報道記事等)

	〔作成方法〕 業務担当者が作成し、事務局長が確認する。
5 前各号に規定する帳簿書類の作成に用いた関係資料のつづり	〔資料の内容〕 表の第1号から第4号までの記録の基礎となる資料をいう。たとえば、事業者等との交渉の際に提供・受領した資料、訴状等の写し、110番受付簿、記者会見資料等。 〔保管方法〕 交渉担当者または業務担当者が事務局に提出し、事務局が所定の場所に保管する。
6 理事会の議事録	〔記載事項〕 日時及び場所、理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）、審議事項、議事の経過の概要及び議決の結果、議事録署名人の選任に関する事項 〔作成方法〕 理事会で選任した議事録作成人が作成し、事務局が所定の場所に保管する。
7 検討委員会の議事録、検討グループの活動日報等（様式1、様式3）	〔記載事項〕 業務をした日時、場所、出席者名、議題、議事または活動の状況 〔作成方法〕 検討委員または検討グループのメンバーが作成し、検討委員長または検討グループ長が確認し、事務局が所定の場所に保管する。
8 会計簿	〔記載事項〕 現金出納帳、合計残高試算表、総勘定元帳、証憑書類 〔作成方法〕 事務局が、日次の適切な経理処理を基礎に、毎月次で上記帳票を作成し、事務局長が確認し、事業年度末で閉鎖する。
9 会費、寄附金その他これらに類するもの（以下「会費等」という。）をした者の氏名、住所、職業、会費等の金額、納入年月日を記録したもの	〔記載事項〕 左欄の事項及び施行規則第21条第1項第8号ロに掲げる寄附金を受け入れた場合には、受け入れた年月日、受け入れた寄附金の募集の方法及びその金額 〔作成方法〕 事務局が、会計簿とは別に上記を記録し、毎月次に事務局長が確認し、事業年度末で閉鎖する。
10 会費等関係規定（会費等について定めた定款、規約その他これらに類するもの）	〔記載事項〕 会員の種類、入会金、年会費 〔作成方法〕 理事会の議決により、事務局長が作成する。
11 法28条1項各号に規定する財産上の利益の受領について記録したもの	〔記載内容〕 相手方の氏名・名称、訴訟費用の償還・間接強制・強制執行費用・約定違約金の種別、財産上の利益額 〔作成方法〕 事務局が、会計簿とは別に上記を記録し、毎月次に事務局長が確認し、事業年度末で閉鎖する。

- 2 前項の書類は、書面または電磁的記録のいずれの方法によっても作成または保管できる。
- 3 第1項の書類は、各事業年度の末日（3月31日）をもって閉鎖するものとし、閉鎖後5年間保管するものとする。

（財務諸表等の作成）

第59条 当団体は、毎事業年度終了後3月以内（6月30日まで）に財務諸表等を作成する。

- 2 「財務諸表等」とは、その事業年度の財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書をいう。
- 3 収支計算書は、次に掲げる業務に関する経理を区分して作成する。
 - (1) 差止請求関係業務
 - (2) 不特定かつ多数の消費者の利益の擁護を図るための活動に係る業務（前号に掲げる業務を除く）
 - (3) 前2号に掲げる業務以外の業務

- 4 法28条1項各号に掲げる財産上の利益については、収支計算書に、その収入及び支出の状況が明瞭に記載されていないなければならない。

第7章 外部調査

(外部調査人)

第60条 当団体は、外部調査人を置く。

- 2 外部調査人は、法31条2項に基づき、毎事業年度、当団体の差止請求関係業務その他の業務が消費者契約法の規定に従い適正に遂行されているかどうかについて、当団体の業務の遂行状況の調査を行う。
- 3 外部調査人は、公認会計士、税理士、弁護士、司法書士等の資格を持ち、監査に関する事務に従事した経歴があり、前項の調査に必要な学識経験を有し、公正な判断をすることができる者でなければならない。
- 4 当団体の役員、職員、検討委員、または過去2年間にこれらの者であった者は、外部調査人になることはできない。
- 5 外部調査人の人数は1人とする。

(外部調査人の選任、解任)

第61条 外部調査人は、理事会の議決によって選任する。

- 2 外部調査人が法令違反行為を行ったり、法または施行規則等に基づいた調査活動を実施しないなど著しい不適格が判明した場合には、理事会の議決によって解任する。

(調査契約)

第62条 外部調査人を選任したときは、遅滞なく、第60条第2項の調査を受けること、調査の方法、結果が記載された調査報告書の提出を受けることを内容とする調査契約を締結しなければならない。

- 2 調査契約には、外部調査人が調査を行うため必要があると認めた場合においてその必要な限度で質問をし、報告を求め、帳簿書類その他の物件を調査しようとするときは、これに応じなければならない旨の条項が含まれていなければならない。

(外部調査の実施)

第63条 外部調査人は、調査契約の履行にあたっては、常に公正不偏の態度を保持し、自らの判断と責任において調査をしなければならない。

- 2 調査報告書には、調査の方法及び結果を記載し、外部調査人が署名または記名押印しなければならない。

第8章 財務諸表等の備置き、閲覧、提出等の方法

(書類の備置き)

第64条 当団体の事務所には、次に掲げる書類を5年間備え置かなければならない。

- (1) 定款
- (2) 業務規程
- (3) 役職員名簿（役員、職員、検討委員の氏名、役職、職業、前事業年度の報酬の有無、特別の利害関係を有する場合の措置が講じられた場合の措置の内容）
- (4) 正会員の数、個人または団体の別、団体正会員の場合はその構成員の数を記載した書類
- (5) 第59条の財務諸表等
- (6) 収入、寄附金等に関する事項等であって、次に掲げるものを記載した書類

- A すべての収入について、その総額及び会費等、事業収入、借入金、その他の収入別の金額
 - B 会費等の種類
 - C 会費等の種類ごとの次に掲げる事項
 - (a) 総額
 - (b) 会費等関係規定
 - (c) 納入をした者の総数、個人または法人その他の団体の別
 - (d) 納入等をした者（納入額の事業年度中の合計額が5万円を超える者に限る）の氏名または名称、会費等の金額、納入年月日
 - D 寄附金であってその寄附をした者の氏名を知ることができないものについては、次に掲げる事項
 - (a) 総額
 - (b) 会費等関係規定
 - (c) 寄附金を受け入れた年月日、当該年月日において受け入れた寄附金の募集の方法及びその金額
 - E 事業収入については、事業の種類、種類ごとの金額
 - F 事業収入の種類ごとの収入の生ずる取引について、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第一順位から第五順位までの取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項
 - G 借入金については、借入先、借入先ごとの金額
 - H すべての支出について、その総額
 - I 支出の生ずる取引について、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第一順位から第五順位までの取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項
- (7) 差止請求関係業務以外の業務を行う場合には、その業務の種類及び概要を記載した書類
- (8) 第63条の調査報告書

(備置き書類の閲覧)

第65条 何人も、前条に掲げた書類について、祝日を除く、月曜日から金曜日の13時から17時の間は、事務局において次に掲げる請求をすることができる。

- (1) 前条に掲げた書類が書面をもって作成されているときは、当該書面の閲覧または謄写の請求
 - (2) 前号の書面の謄本または抄本の交付の請求
 - (3) 前条に掲げた書類が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を紙面または映像面に表示したものの閲覧または謄写の請求
 - (4) 前号の電磁的記録に記録された事項を電子メールにより提供することの請求、または、当該事項を記載した書面の交付の請求
- 2 前項の請求は様式7による。
- 3 第1項の請求をした者の手数料等は、次のとおりとする。
- (1) 第1項第1号の書面の、事務局における閲覧または謄写は、無料
 - (2) 第1項第2号の謄本または抄本を、事務局において交付を請求する場合は、手数料600円に、1ページにつき10円のコピー代を加算した額。郵送による交付を請求する場合はこの額に郵送料実費を加算する。
 - (3) 第1項第3号の電磁的記録を、事務所または当団体ホームページで閲覧する場合は、無料
 - (4) 第1項第4号の電磁的記録を、電子メールにより交付を請求する場合は手数料600円。
 - (5) 第1項第4号の電磁的記録を、事務局においてプリントアウトして交付を請求する場合は、手数料600円に、1ページにつき10円を加算した額。郵送による交付を請求する場合は、この額に郵送料実費を加算する。
- 4 当団体は、第1項の請求を受けたときは、正当な理由がある場合を除き、拒むことができない。

(書類の提出)

第66条 当団体は、毎事業年度終了後3月以内(6月30日まで)に、次に掲げる書類を内閣総理大臣に提出するものとする。

- (1) 役職員名簿(役員、職員、検討委員の氏名、役職、職業、前事業年度の報酬の有無、特別の利害関係を有する場合の措置が講じられた場合の措置の内容)
- (2) 正会員の数、個人または団体の別、団体正会員の場合はその構成員の数を記載した書類
- (3) 第59条の財務諸表等
- (4) 収入、寄附金等に関する事項等であって、次に掲げるものを記載した書類
 - A すべての収入について、その総額及び会費等、事業収入、借入金、その他の収入別の金額
 - B 会費等の種類
 - C 会費等の種類ごとの次に掲げる事項
 - (a) 総額
 - (b) 会費等関係規定
 - (c) 納入をした者の総数、個人または法人その他の団体の別
 - (d) 納入等をした者(納入額の事業年度中の合計額が5万円を超える者に限る)の氏名または名称、会費等の金額、納入年月日
 - D 寄附金であってその寄附をした者の氏名を知ることができないものについては、次に掲げる事項
 - (a) 総額
 - (b) 会費等関係規定
 - (c) 寄附金を受け入れた年月日、当該年月日において受け入れた寄附金の募集の方法及びその金額
 - E 事業収入については、事業の種類、種類ごとの金額
 - F 事業収入の種類ごとの収入の生ずる取引について、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第一順位から第五順位までの取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項
 - G 借入金については、借入先、借入先ごとの金額
 - H すべての支出について、その総額
 - I 支出の生ずる取引について、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第一順位から第五順位までの取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項
- (5) 第63条の調査報告書

第9章 改正

(業務規程の改正)

第67条 この業務規程は、理事会の議決により改正することができる。

2 業務規程を改正したときは、すみやかに内閣総理大臣に届け出るものとする。

附則(平成30年3月28日)

第1条 改正後の業務規程は、平成30年3月28日から施行する。

附則(平成28年8月31日)

第1条 改正後の業務規程は、平成28年10月1日から施行する。

附則(平成26年3月7日)

第1条 改正後の業務規程は、平成26年3月10日から施行する。

附則（平成25年9月24日）

第1条 改正後の業務規程は、平成25年10月1日から施行する。

附則（平成25年2月21日）

第1条 改正後の業務規程は、事務所移転日（平成25年3月1日）から施行する。

附則

第1条 この業務規程は、適格消費者団体の認定を受けた日から施行する。

(様式1 業務規程第20条関連)

○年度 第○回 ひょうご消費者ネット検討委員会 議事録

1 日時

2 場所

3 出席者

ア. 専門委員 (法13条3項5号イ)

○○、○○・・・

イ. 専門委員 (法13条3項5号ロ)

○○、○○・・・

ウ. 専門委員以外の委員

○○、○○・・・

以上、委員○名中、○名出席

4 議案

(1) △△

(2) ××

5 議事の内容

(1) △△

① 議案の概要と問題点

② 議案に関する主な意見

③ 結論 (議決した場合は賛否の内訳)

(2) ××

① 議案の概要と問題点

② 議案に関する主な意見

③ 結論 (議決した場合は賛否の内訳)

立替払い費用 請求書			
年月日	内訳	支払先	請求額
	(理由・目的)		
* 領収書は、裏面に添付すること			
		(合計) 請求額	円
NPO法人ひょうご消費者ネット 御中			
平成 年 月 日			
上記のとおり請求いたします。			
氏名			
(受領)	現金	円	
	振込	銀行 支店 口座番号	
(振込み希望の場合、手数料は御負担願います)			
氏名			
Ⓔ			
事務局使用欄 (備考)		支払日	担当

(様式3 業務規程第30条関連)

検討グループ 活動日報 第〇回 NPO 法人 ひょうご消費者ネット	
テーマ	
事業者名	
活動日時	年 月 日() 時 分～ 時 分
場 所 (費 用)	
出席者名 (フルネーム)	
検討内容	
検討結果 (次回検討予定) (予定日等)	

※事業者への申し入れ日および回答日も記入してください。

※貸会議室等で、費用がかかった場合は、「場所」欄に費用を記載し、別紙立替払費用請求書(領収書を添えて)を提出してください。

※活動日報はグループ長が内容を確認し、すみやかに提出してください。

(様式4 業務規程第34条3項・52条3項関連)

特定非営利活動法人 ひょうご消費者ネット
理事長 殿

誓 約 書 (理事、職員、検討委員用)

消費者契約法においては、以下のとおり、適格消費者団体が業務に関して知り得た秘密を漏洩してはならないことや情報の目的外利用をしてはならない旨の規定が定められています。

第24条 適格消費者団体は、差止請求権の行使（差止請求権不存在等確認請求に係る訴訟を含む。第二十八条において同じ。）に関し、消費者から収集した消費者の被害に関する情報をその相手方その他の第三者が当該被害に係る消費者を識別することができる方法で利用するに当たっては、あらかじめ、当該消費者の同意を得なければならない。（30万円以下の過料）

第25条 適格消費者団体の役員、職員若しくは専門委員又はこれらの職にあった者は、正当な理由がなく、差止請求関係業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。（100万円以下の罰金）

第40条 独立行政法人国民生活センター及び地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、適格消費者団体の求めに応じ、当該適格消費者団体が差止請求権を適切に行使するために必要な限度において、当該適格消費者団体に対し、消費生活相談に関する情報で内閣府令で定めるものを提供することができる。

2 前項の規定により情報の提供を受けた適格消費者団体は、当該情報を当該差止請求権の適切な行使の用に供する目的以外の目的のために利用し、又は提供してはならない。（30万円以下の過料）

上記規定や業務規程をふまえ、在職中及び退任後において、以下のとおり誓約します。

- (1) 私は、特定非営利活動法人ひょうご消費者ネットの活動に関して知り得た消費者識別情報（差止請求関係業務に関して知り得た情報のうち、消費者の被害に関する情報をその相手方その他の第三者が当該被害に係る消費者を識別することができる方法で利用する場合）及び秘密（差止請求関係業務に関して知り得た情報のうち、一般に知られていない事実であって、本人が他に知られないことにつき相当の利益を有するもの）を、正当な理由なく漏洩しません。
- (2) 私は、特定非営利活動法人ひょうご消費者ネットの活動において取得した情報を、ひょうご消費者ネットの活動以外の目的のために利用または提供しません。

年 月 日

住所

氏名

印

(様式5 業務規程第34条3項関連)

特定非営利活動法人 ひょうご消費者ネット
理事長 殿

誓 約 書 (被害情報収集用)

消費者契約法においては、以下のとおり、適格消費者団体が業務に関して知り得た秘密を漏洩してはならないことや情報の目的外利用をしてはならない旨の規定が定められています。

第24条 適格消費者団体は、差止請求権の行使（差止請求権不存在等確認請求に係る訴訟を含む。第二十八条において同じ。）に関し、消費者から収集した消費者の被害に関する情報をその相手方その他の第三者が当該被害に係る消費者を識別することができる方法で利用するに当たっては、あらかじめ、当該消費者の同意を得なければならない。（30万円以下の過料）

第25条 適格消費者団体の役員、職員若しくは専門委員又はこれらの職にあった者は、正当な理由がなく、差止請求関係業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。（100万円以下の罰金）

第40条 独立行政法人国民生活センター及び地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、適格消費者団体の求めに応じ、当該適格消費者団体が差止請求権を適切に行使するために必要な限度において、当該適格消費者団体に対し、消費生活相談に関する情報で内閣府令で定めるものを提供することができる。

2 前項の規定により情報の提供を受けた適格消費者団体は、当該情報を当該差止請求権の適切な行使の用に供する目的以外の目的のために利用し、又は提供してはならない。（30万円以下の過料）

上記規定や業務規程をふまえ、消費者被害情報収集活動において、以下のとおり誓約します。

- (1) 私は、特定非営利活動法人ひょうご消費者ネットの活動に関して知り得た消費者識別情報（差止請求関係業務に関して知り得た情報のうち、消費者の被害に関する情報をその相手方その他の第三者が当該被害に係る消費者を識別することができる方法で利用する場合）及び秘密（差止請求関係業務に関して知り得た情報のうち、一般に知られていない事実であって、本人が他に知られないことにつき相当の利益を有するもの）を、正当な理由なく漏洩しません。
- (2) 私は、特定非営利活動法人ひょうご消費者ネットの活動において取得した情報を、ひょうご消費者ネットの活動以外の目的のために利用または提供しません。

年 月 日

住所

氏名

印

(様式6 業務規程第52条3項関連)

特定非営利活動法人 ひょうご消費者ネット
理事長 殿

誓 約 書 (検討グループメンバー用)

消費者契約法においては、以下のとおり、適格消費者団体が業務に関して知り得た秘密を漏洩してはならないことや情報の目的外利用をしてはならない旨の規定が定められています。

第24条 適格消費者団体は、差止請求権の行使（差止請求権不存在等確認請求に係る訴訟を含む。第二十八条において同じ。）に関し、消費者から収集した消費者の被害に関する情報をその相手方その他の第三者が当該被害に係る消費者を識別することができる方法で利用するに当たっては、あらかじめ、当該消費者の同意を得なければならない。（30万円以下の過料）

第25条 適格消費者団体の役員、職員若しくは専門委員又はこれらの職にあった者は、正当な理由がなく、差止請求関係業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。（100万円以下の罰金）

第40条 独立行政法人国民生活センター及び地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、適格消費者団体の求めに応じ、当該適格消費者団体が差止請求権を適切に行使するために必要な限度において、当該適格消費者団体に対し、消費生活相談に関する情報で内閣府令で定めるものを提供することができる。

2 前項の規定により情報の提供を受けた適格消費者団体は、当該情報を当該差止請求権の適切な行使の用に供する目的以外の目的のために利用し、又は提供してはならない。（30万円以下の過料）

上記規定や業務規程をふまえ、検討グループ活動（グループ名：_____）
において、以下のとおり誓約します。

- (1) 私は、特定非営利活動法人ひょうご消費者ネットの活動に関して知り得た消費者識別情報（差止請求関係業務に関して知り得た情報のうち、消費者の被害に関する情報をその相手方その他の第三者が当該被害に係る消費者を識別することができる方法で利用する場合）及び秘密（差止請求関係業務に関して知り得た情報のうち、一般に知られていない事実であって、本人が他に知られないことにつき相当の利益を有するもの）を、正当な理由なく漏洩しません。
- (2) 私は、特定非営利活動法人ひょうご消費者ネットの活動において取得した情報を、ひょうご消費者ネットの活動以外の目的のために利用または提供しません。

年 月 日

住所

氏名

印